

港区立障害者グループホーム条例等の一部を改正する条例

本案は、障害者グループホーム南青山を新たに設置するため、位置等を定めるほか、障害者グループホームの利用者が負担する食材料費、家賃及び光熱水費の上限額を定めるものです。

【条例改正の背景】

(仮称)南青山二丁目公共施設は、令和7年4月の開設に向け、令和5年7月から工事を開始しています。この施設の4階と5階には、障害者グループホームを整備します。この障害者グループホームの位置、入居対象者等について規定するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

①施設の名称及び位置を定めます。

名 称 港区立障害者グループホーム南青山
位 置 港区南青山二丁目6番3号

②利用することができる者に精神障害者を加え、その要件を定めます。

- ・区内に住所を有すること。
- ・精神障害者保健福祉手帳を所持していること又は自立支援医療（精神通院医療）を受給していること。
- ・共同生活援助に係る障害福祉サービス受給者証の交付を受けていること。

③障害者グループホームの利用者が負担する食材料費、家賃及び光熱水費の上限額を定めます。

※③は、港区立障害者グループホーム条例の一部を改正する条例（令和4年港区条例第64号）の一部改正

【施行期日】

- ①及び②については、区規則で定める日
（令和7年4月1日予定）
③については、公布の日

【施設完成予定図】

【位置図】

